



Plastics  
Smart

# プラスチックを取り巻く国内外の状況

令和元年11月

環境省 環境再生・資源循環局

● プラスチック生産量と廃棄量の増大

- 1950年以降生産されたプラスチックは83億トンを超え、63億トンがごみとして廃棄された
- 回収されたプラスチックごみの79%が埋立 あるいは 海洋等へ投棄されている
- リサイクルされているプラスチックは9%に過ぎない
- 現状のペースでは、2050年までに120億トン以上のプラスチックが埋立・自然投棄される

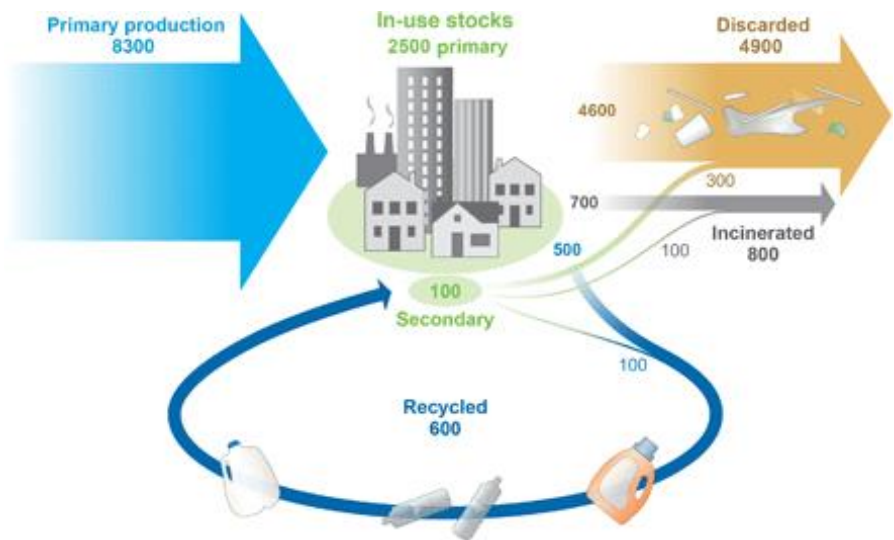


図1: プラスチック生産量と廃棄量

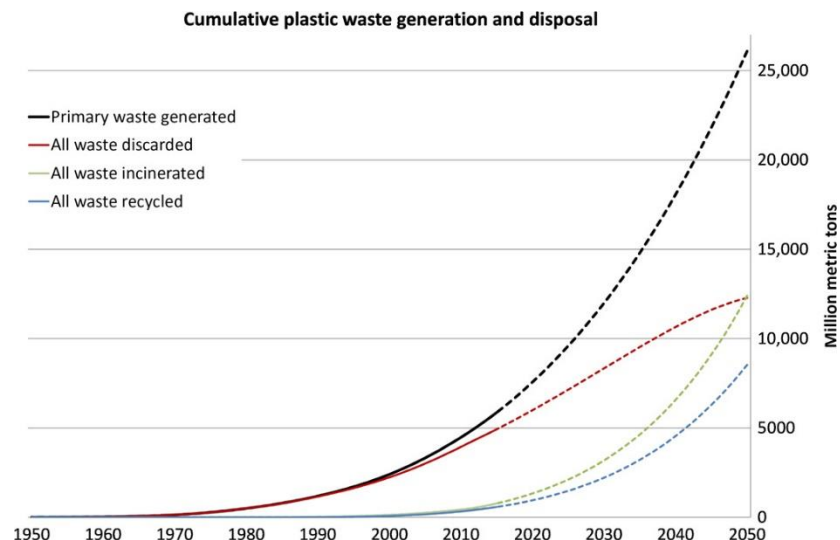
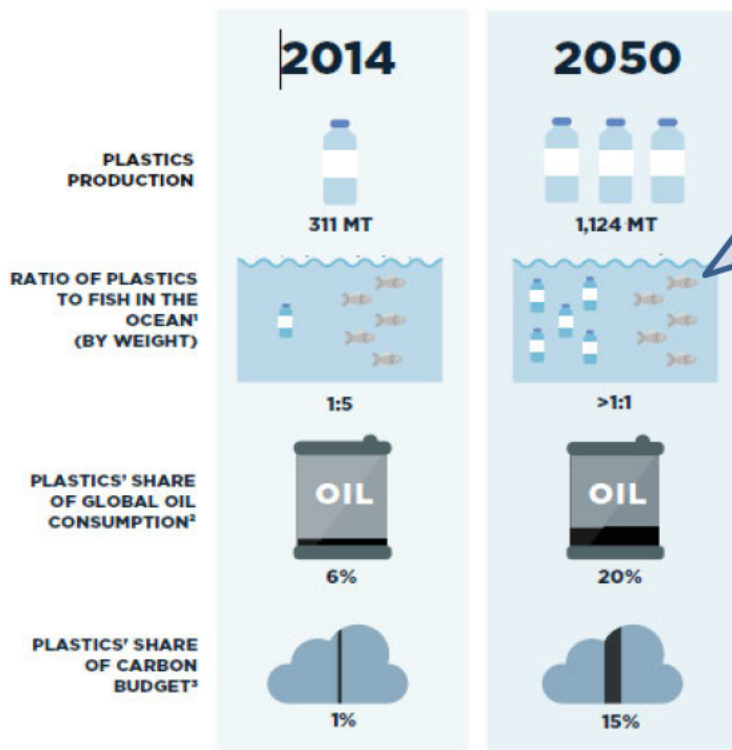


図2: プラスチック廃棄量の予測

出所) Geyer, R., Jambeck, J. R., & Law, K. L. (2017). Production, use, and fate of all plastics ever made. Science advances, 3(7), e1700782.



- 容器包装プラスチックの使用には以下のような長所が存在
  - ・ 食品貯蔵寿命の延長
  - ・ 重量軽減による輸送燃料の削減
- 容器包装プラスチックの使用は拡大傾向
  - ・ 1964年の15百万トンから2014年の311百万トンへと過去50年の間に急増
  - ・ 今後20年で現在の生産量の2倍になる予想



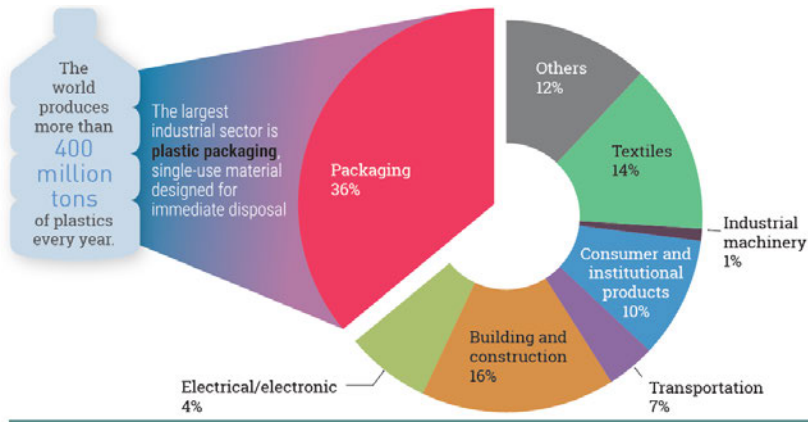
2050年には

- ・ 海洋中のプラスチック量が魚の量以上に増加
- ・ 石油消費量においてプラスチックが占める割合が20%に上昇
- ・ 炭素収支においてプラスチックが占める割合が15%に上昇

図: BAUシナリオにおけるプラスチック量の拡大、石油消費量

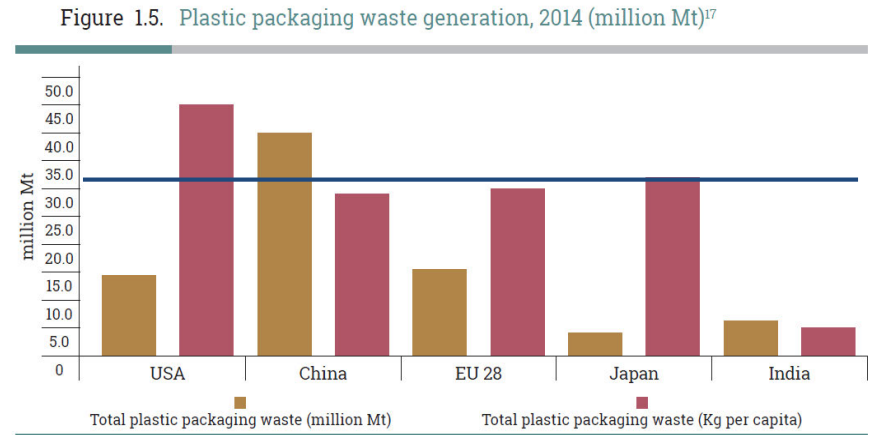


- 2018年6月に発表されたUNEPの報告書『シングルユースプラスチック』によれば、プラスチック生産量(2015)を産業セクター別にみると、容器包装セクターのプラスチック生産量が最も多く、全体の36%を占めている
- 各国の1人あたりプラスチック容器包装の廃棄量を比較すると、日本の人口1人あたりのプラスチック容器包装の廃棄量は、米国に次いで多い



Source: Adapted from Geyer, Jambeck, and Law, 2017

図：産業セクター別の世界のプラスチック生産量(2015)



Source: Adapted from Geyer, Jambeck, and Law, 2017

図：人口1人あたりプラスチック容器包装廃棄量

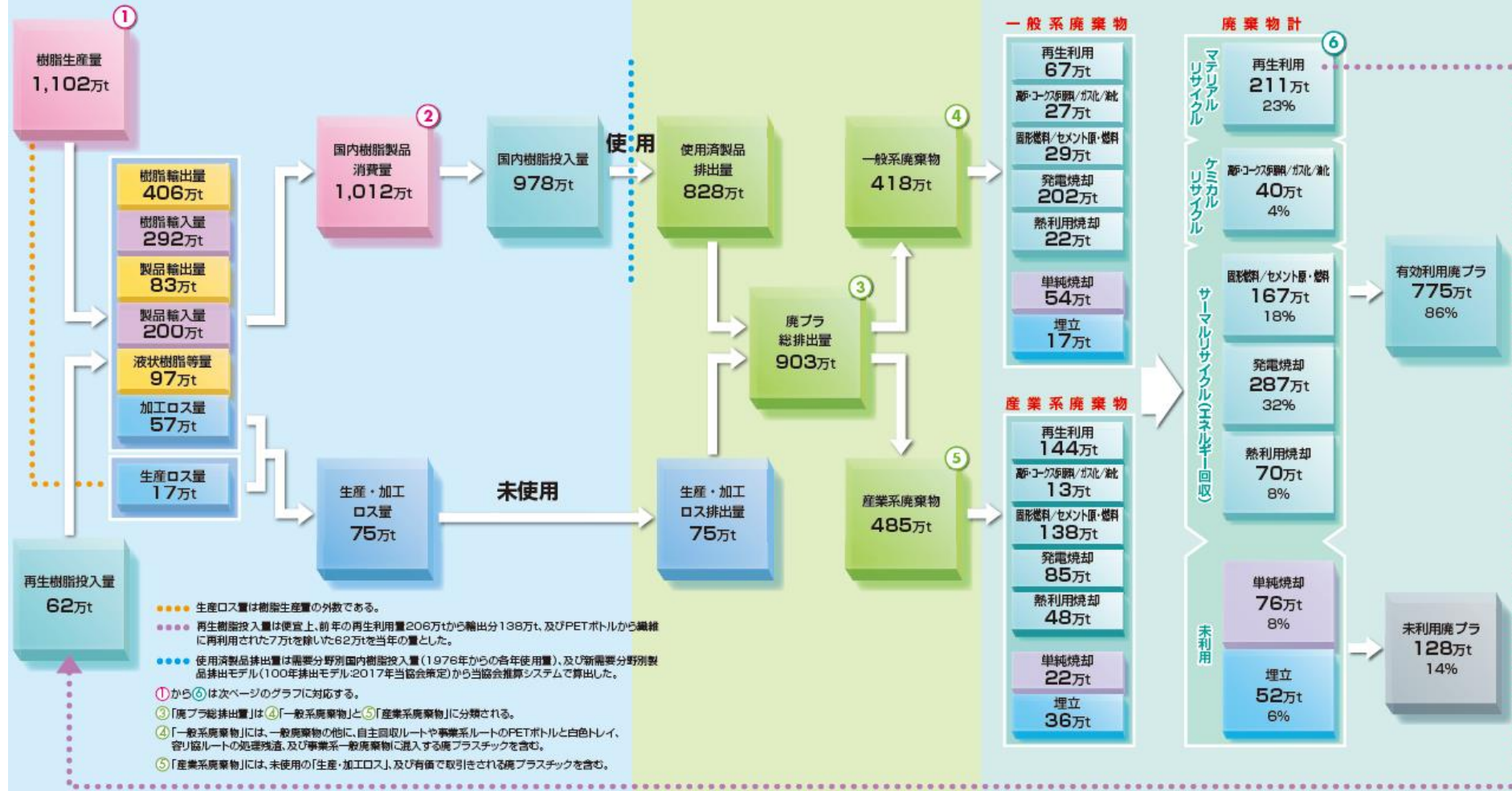




## 樹脂製造・製品加工・市場投入段階

## 排出段階

## 処理処分段階





## <中国政府の動き>

- 2017年7月：「固体廃棄物輸入管理制度改革実施案」を公表
  - 一部の地域で環境保護を軽視し、人の身体健康と生活環境に対して重大な危害をもたらしている実態を踏まえ、固体廃棄物の輸入管理制度を十全なものとする事、固体廃棄物の回収、利用、管理を強めることなどを基本的な思想とし、以下の点を盛り込む
    - 2017年末までに環境への危害が大きい固体廃棄物の輸入を禁止する
    - 2019年末までに国内資源で代替可能な固体廃棄物の輸入を段階的に停止する
    - 国内の固体廃棄物の回収利用体制を早急に整備し、健全な拡大生産者責任を構築し、生活ゴミの分別を推進し、国内の固体廃棄物の回収利用率を高める
- 2017年8月：「輸入廃棄物管理目録」の公表（施行日：2017年12月31日）
  - 非工業由来の廃プラスチック（8品目）、廃金属（バナジウム）くず（4品目）などの4類24種の固体廃棄物を「固体廃棄物輸入禁止目録」に追加
- 2018年4月：固体廃棄物の段階的な輸入停止方針を公表
  - 2018年12月末に、工業由来の廃プラスチック、廃電子機器、廃電線・ケーブル等の輸入を停止する

## <タイ政府の動き>

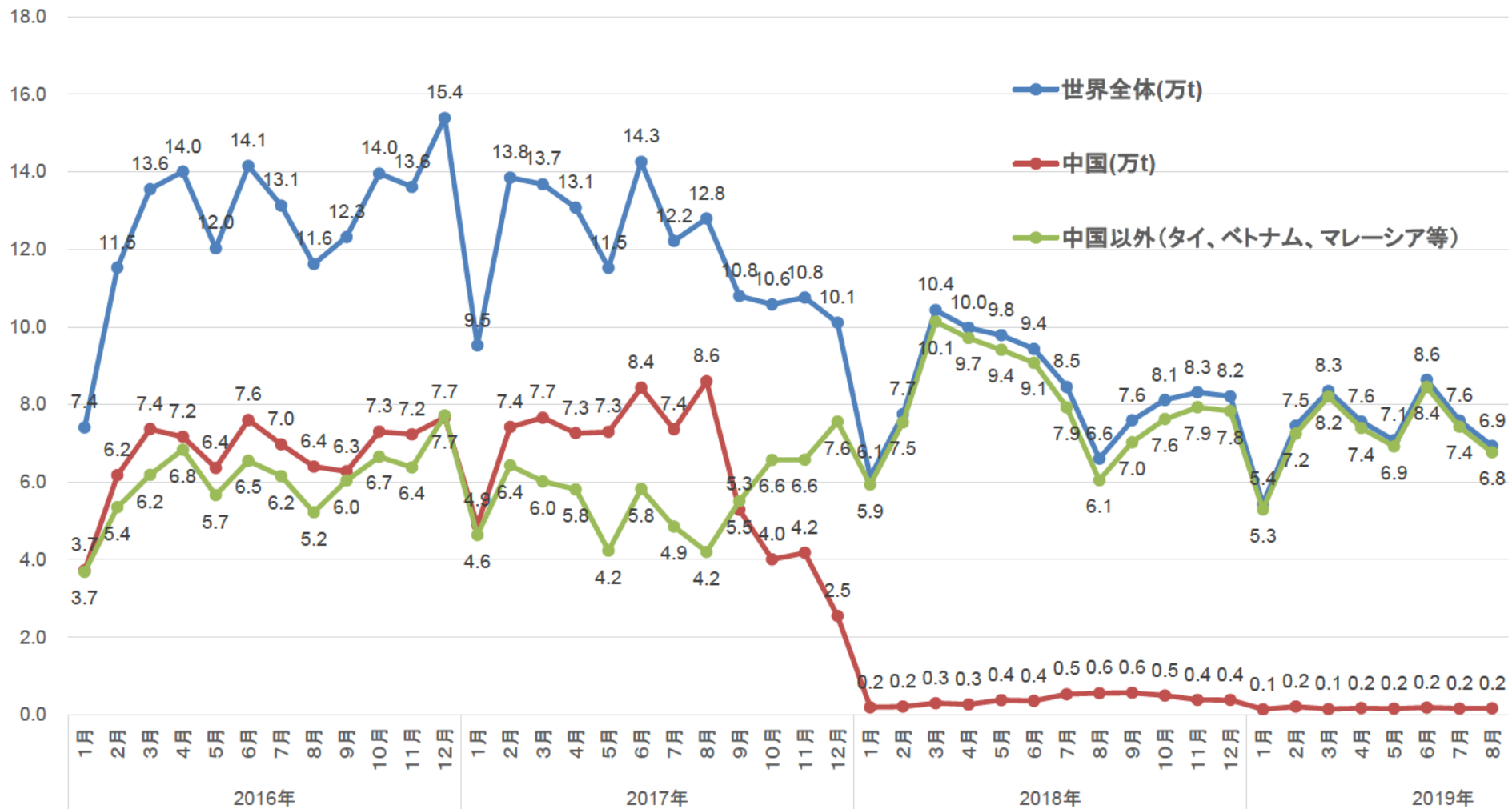
- 2018年6月：電子廃棄物や廃プラスチックの輸入制限を強化
  - 廃プラスチックの違法輸入業者に対して、取締り強化するとともに、新規輸入許可手続の停止を実施。併せて、廃プラスチックの輸入を一律禁止にする検討の方針

## <マレーシア政府の動き>

- 2018年9月：10月23日以降、廃プラスチック1トンにつき15リングットを課税すると発表
  - 輸入許可基準が追加され、より厳格化。MIDA（マレーシア投資開発局）の承認も必要

万トン

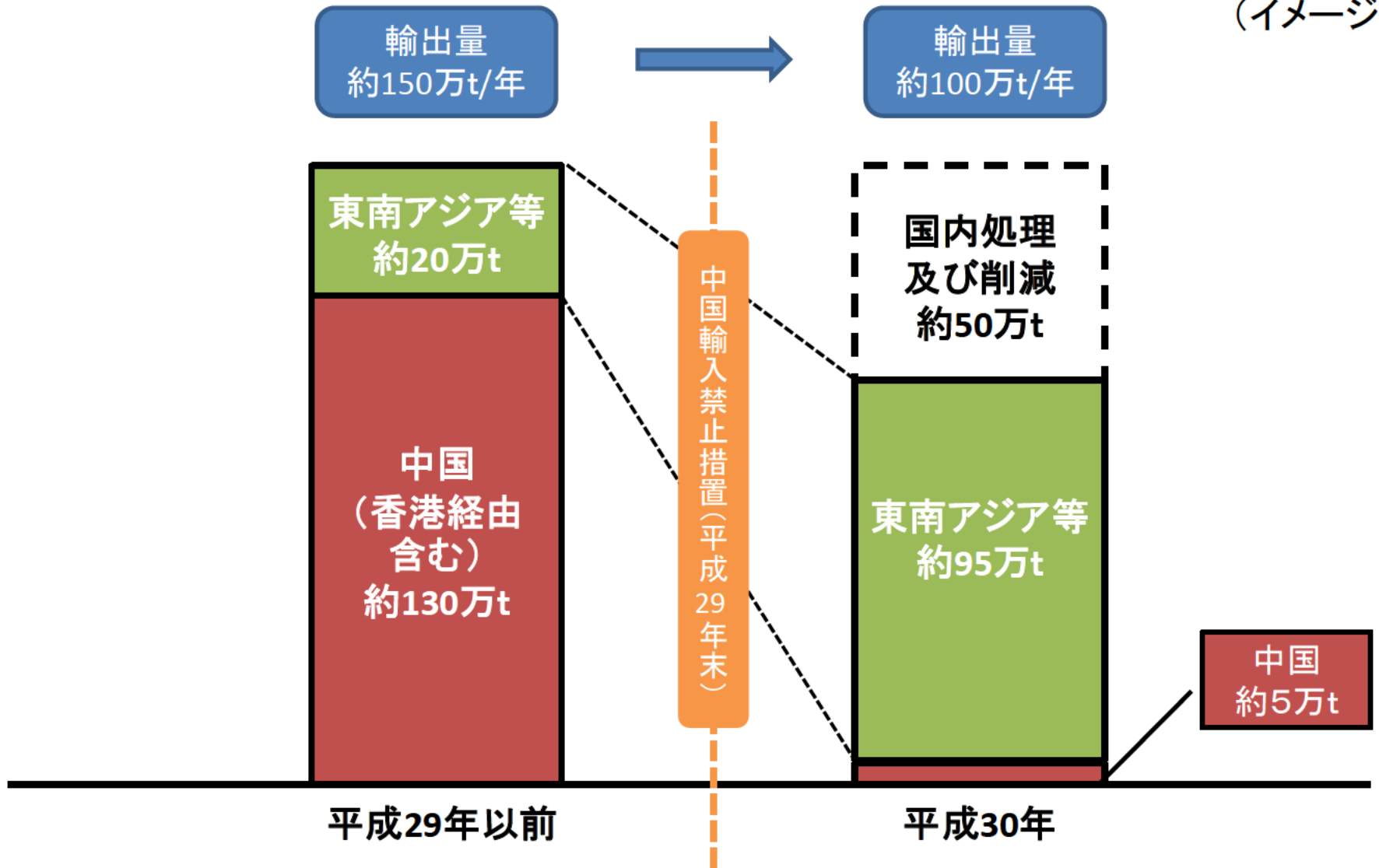
プラスチックくずの輸出量の推移(2016年1月～)



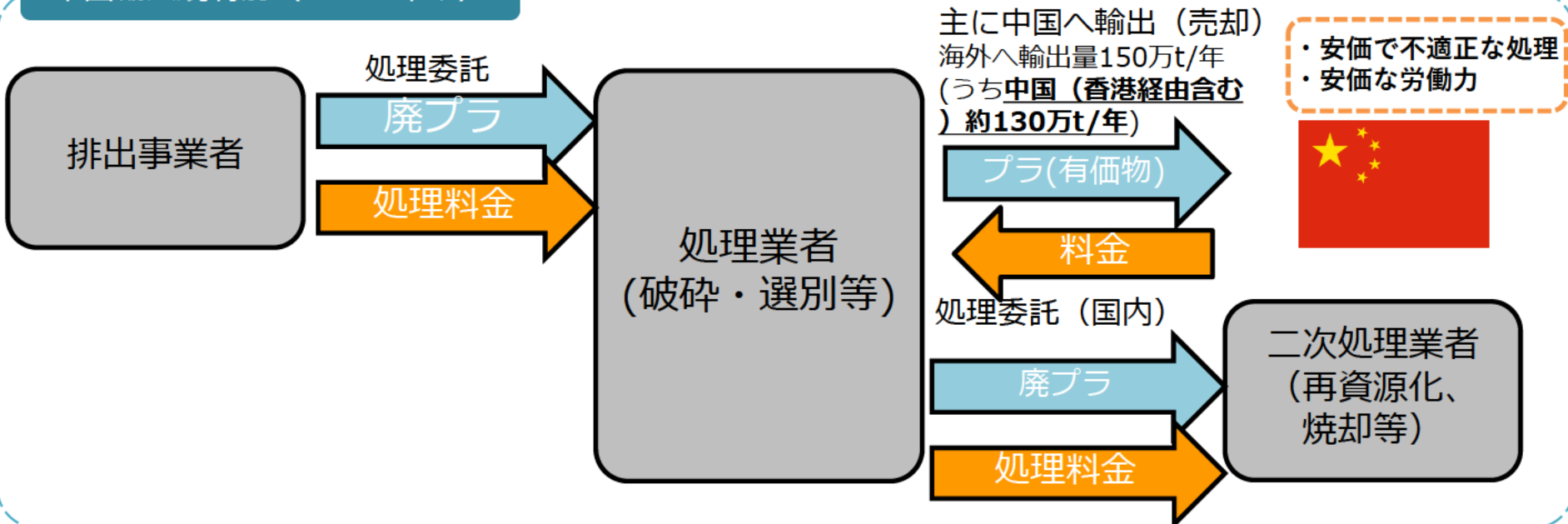
出典:財務省貿易統計(HSコード:プラスチックのくず 3915)

# 中国のプラスチック輸入禁止措置前後の輸出货量変化

(イメージ)

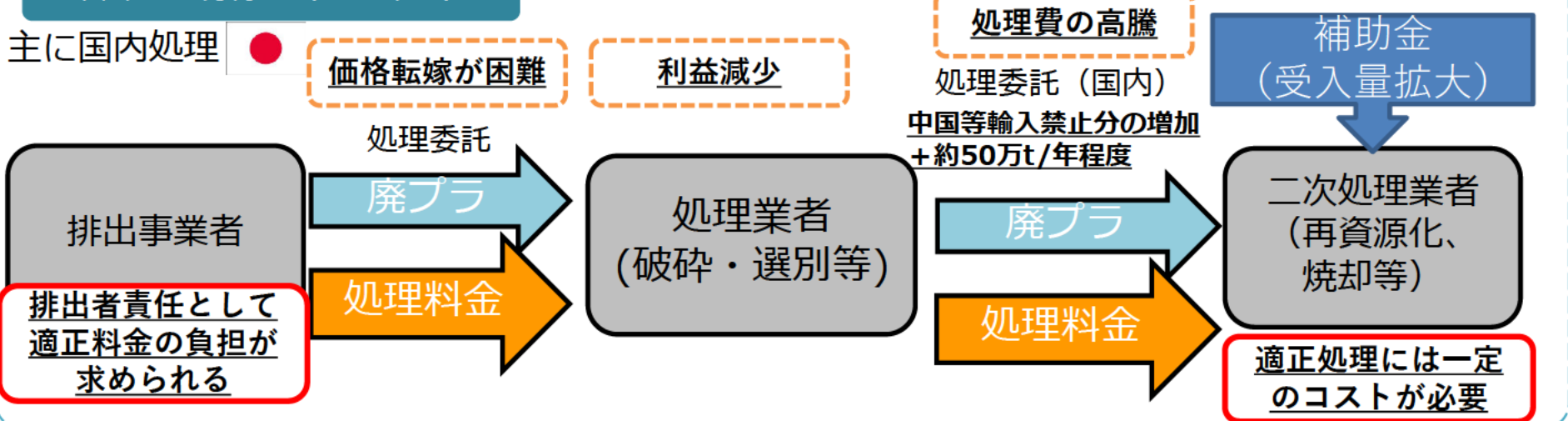


## 中国輸入規制前（～H29年末）



中国は国内環境保全のため輸入禁止

## 中国輸入規制後（H30年～）





## 1. 調査の概要

### 背景と目的

- 平成29年末より、中華人民共和国において実施されている使用済プラスチック等の輸入禁止措置等の影響による国内の産業廃棄物処理のひっ迫を受け、平成30年8月、平成31年3月にアンケート調査を行ったところであるが、処理施設の処理能力のひっ迫の状況が解消したとの声は寄せられていない。
- こうした状況を踏まえ、改めて国内の状況を把握し、廃棄物の適正処理を推進するため、都道府県等及び廃棄物処理業者に対し、廃棄物の輸入規制等に係る影響等についてアンケート調査を行ったもの。

### 実施状況

- 都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市の産業廃棄物主管部局並びに廃プラスチック類の産業廃棄物処理業（中間処理・最終処分）の許可を有している優良認定業者（※）を対象にアンケートを実施。
- 実施期間：令和元年8～9月（令和年7月末時点の状況について回答依頼）

	都道府県及び政令市向け	処理業者向け
アンケート対象数	126 (都道府県 47、政令市 79)	605
回収数 (回収率)	126 (100.0%) (都道府県 47、政令市 79)	185 (30.6%)

※ 通常の許可基準よりも厳しい基準（遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性）に適合した優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度（優良産廃処理業者認定制度）の認定業者のこと。

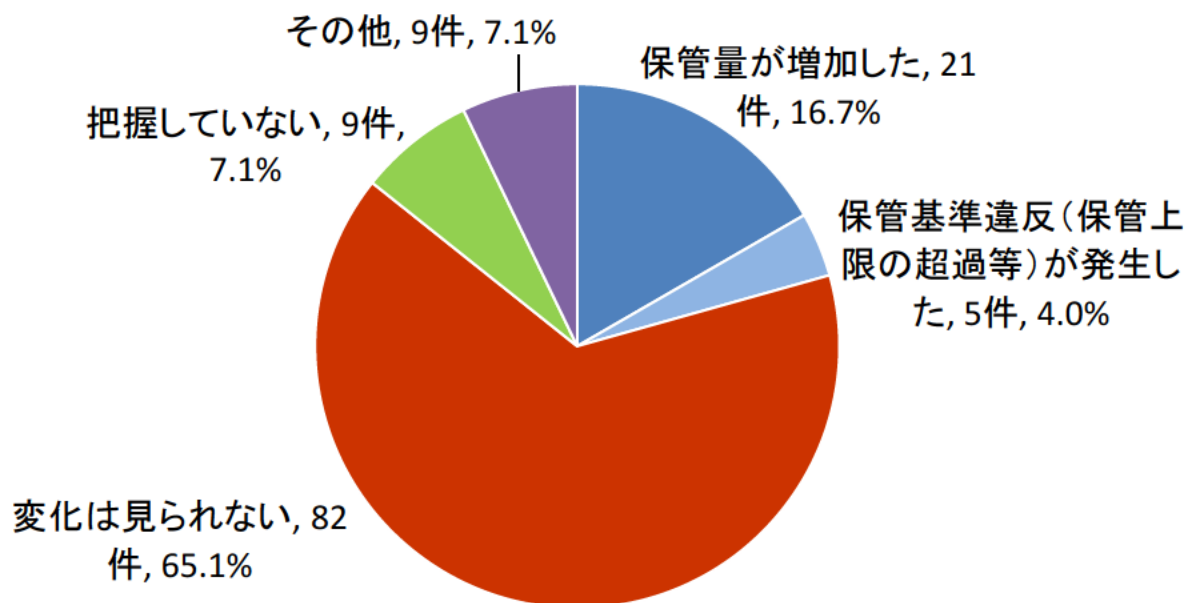


## 2. 自治体からの回答結果①

### 保管状況の変化について

- 廃プラスチック類の保管状況については、保管基準違反及び保管量の増加傾向を確認したとの回答が20.7%（26件）あった。（前回：32.0%（39件））
  - ※ このうち、保管上限の超過等、保管基準違反が発生したとの回答が5件あった。（前回：15件）また、改善命令の発出に至ったものはなかった。（前回：2件）

<保管状況の変化の回答状況>

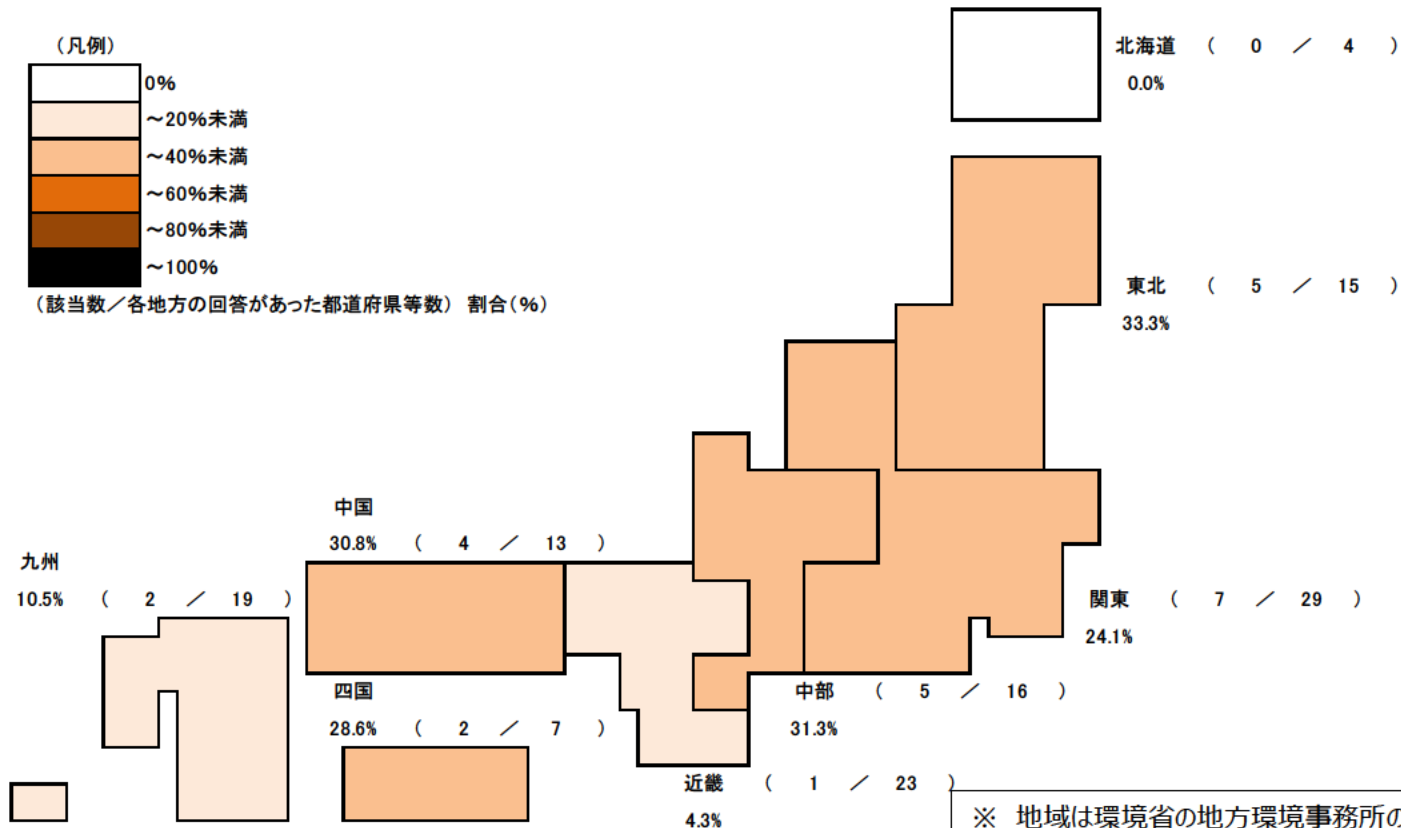


## 2. 自治体からの回答結果②

### 保管状況の変化について（地域別）

- 保管基準違反及び保管量の増加傾向を確認したとの回答が得られた自治体の地域別の割合としては、東北が33.3%（前回：50.0%）、中部が31.3%（前回：46.7%）、関東が24.1%（前回：42.9%）の順となった。

<「保管量が増加した」又は「保管基準違反(保管上限の超過等)が発生した」との回答状況>



※ 地域は環境省の地方環境事務所の所管地域を基に区分

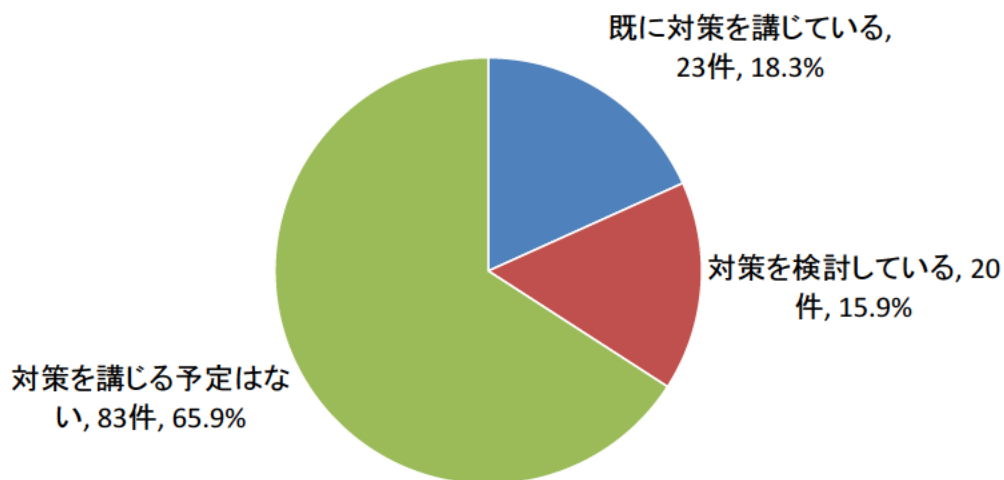
## 2. 自治体からの回答結果③

### 不法投棄の状況及び自治体の対応状況

- 前回、前々回調査と同様、不法投棄等の状況については、外国政府による廃棄物等の輸入規制等に係る影響による不法投棄事案は、現時点では確認されていない（※）。
- 外国政府による輸入禁止措置による影響を踏まえて、既に対策を講じている、あるいは対策を検討している必要を感じている自治体は34.2%（43件）（前回：41.0%（50件））。また、自治体の65.9%（83件）が現状では対策を講じる予定はないとの回答であった。（前回：59.0%（72件））

※ 環境省にて毎年度実施している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」の集計対象と同様に、「1件あたりの投棄量が10t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）」を不法投棄事案の対象とし、その背景等について当該自治体に個別に確認した結果、いずれも外国政府による廃棄物等の輸入規制等に係る影響によるものであるとの回答は得られなかった。

#### <対策の必要性についての回答状況>



#### <講じている対策の具体的内容>

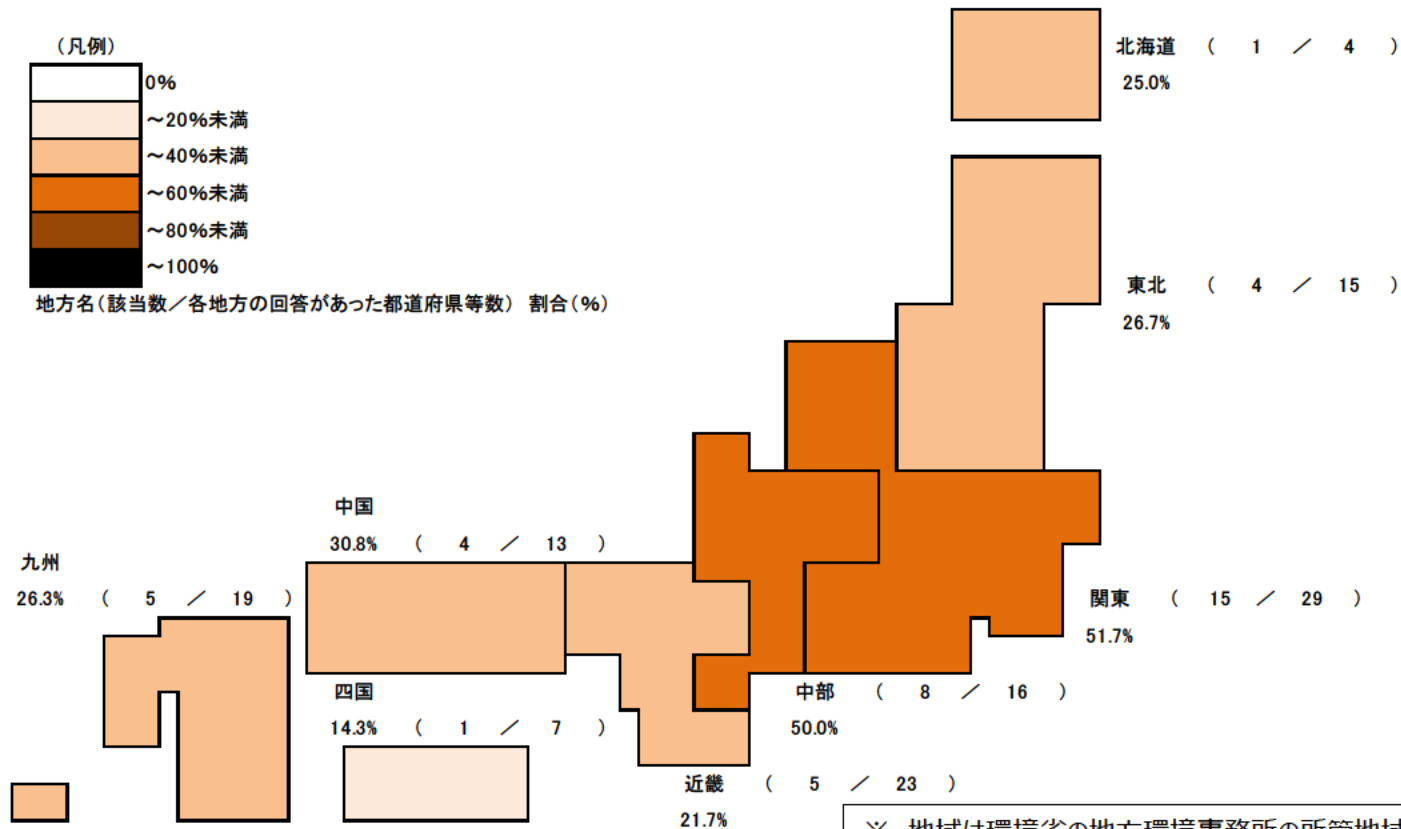
- 立入検査の実施・監視・パトロール等の強化
- 情報の発信・周知・啓発や関連調査、ヒアリング実施等による情報収集
- 処理業者からの要望・相談対応や支援・補助・優遇措置等

## 2. 自治体からの回答結果④

### 自治体の対応状況（地域別）

- 対策を講じている又は検討しているとの回答が得られた自治体の地域別の割合としては、関東が51.7%（前回：50.0%）、中部が50.0%（前回：46.7%）、東北が26.7%（前回：50.0%）の順となった。

<「既に対策を講じている」又は「対策を検討している」との回答状況>



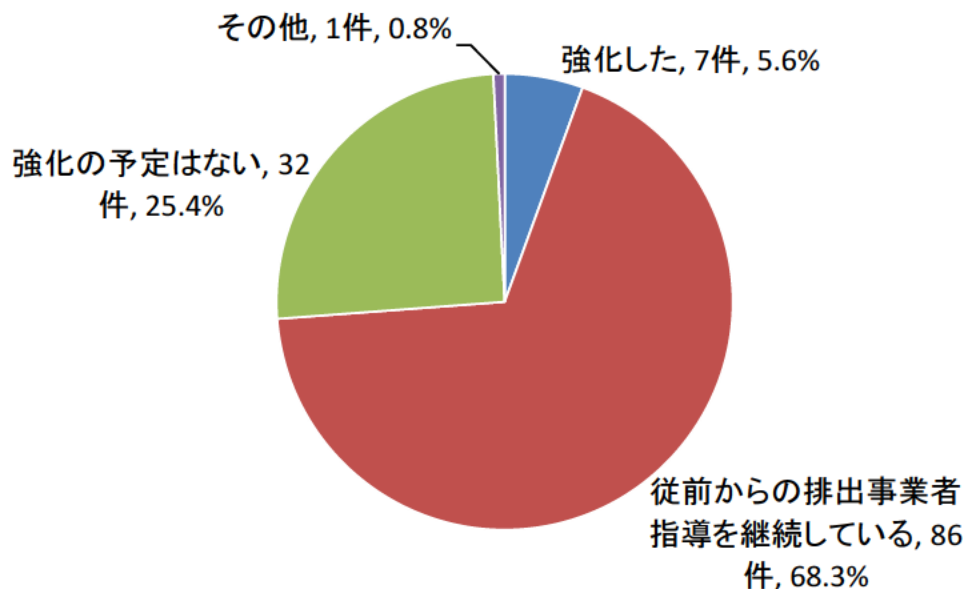
※ 地域は環境省の地方環境事務所の所管地域を基に区分

## 2. 自治体からの回答結果⑤

## 排出事業者に対する指導及び域外産業廃棄物の搬入規制等の廃止・緩和等の実施状況

- 排出事業者に対する指導については、「従前からの排出事業者指導を継続している」との回答が、68.3%（86件）と最も多かった。次いで、「強化の予定はない」が25.4%（32件）、「強化した」が5.6%（7件）の順となった。
- 域外からの産業廃棄物の搬入規制等の廃止、緩和、手続きの合理化、迅速化等の実施状況については、実施したとの回答が5件、検討中との回答が4件あった。

## &lt;排出事業者に対する指導についての回答状況&gt;



## &lt;域外産業廃棄物の搬入規制等の廃止、緩和、手続きの合理化、迅速化等の実施状況&gt;

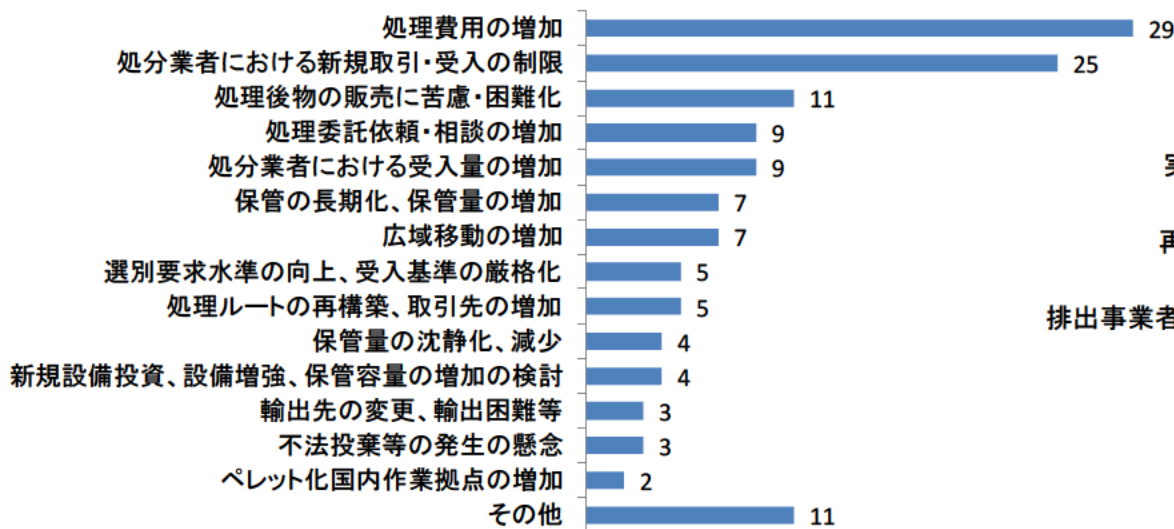
廃止、緩和、手続きの合理化、迅速化等を実施した ・添付書類の一部省略（3） ・緊急時の仮承認の新設（1） ・一定要件を満たした事案の首長承認不要の事前届出制化（1）	5
廃止、緩和、手続きの合理化、迅速化等を検討中	4
廃止、緩和、手続きの合理化、迅速化等の実施予定なし	42
従前から搬入規制等は実施していない	63
その他	12

## 2. 自治体からの回答結果⑥

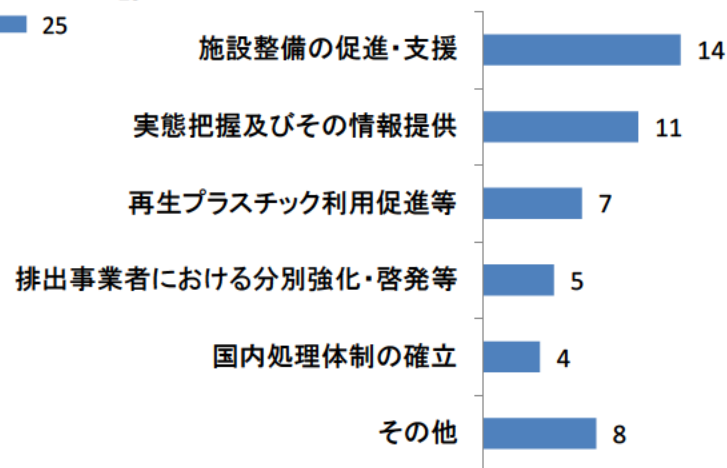
### 状況変化及び要望

- 自治体で認識している外国政府による輸入禁止措置に係る状況変化としては、処理費用の増加、処分業者における新規取引・受入の制限等があった。
- 環境省に対する要望としては、施設整備の促進・支援、実態把握及びその情報提供、再生プラスチック利用促進等があった。

#### <状況の変化についての回答状況>



#### <環境省に対する要望>





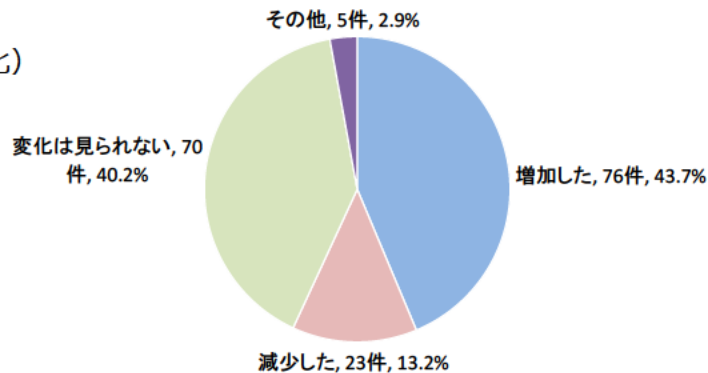
### 3. 処理業者からの回答結果①

#### 処理量の変化

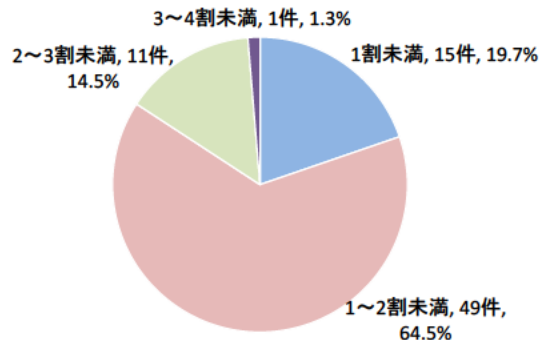
- 処理量の変化については、中間処理業者の43.7%（76件）（前回：51.9%（96件））、最終処分業者の22.2%（6件）（前回：33.3%（11件））で「増加した」という回答が得られた。
- 処理量の増加幅の割合は、中間処理においては84.2%（64件）（前回：71.9%（69件））、最終処分においては83.3%（5件）（前回：72.7%（8件））で2割未満となっている。

＜中間処理における処理量の変化＞

(処理量の変化)

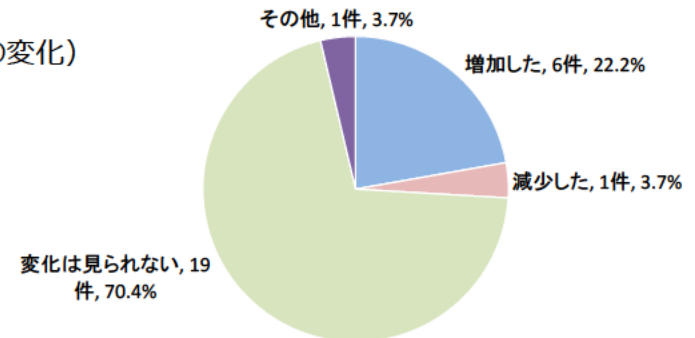


(「増加した」回答のうち、増加割合)

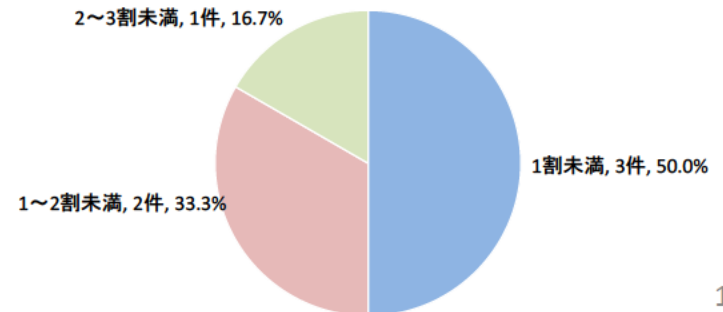


＜最終処分における処理量の変化＞

(処理量の変化)



(「増加した」回答のうち、増加割合)

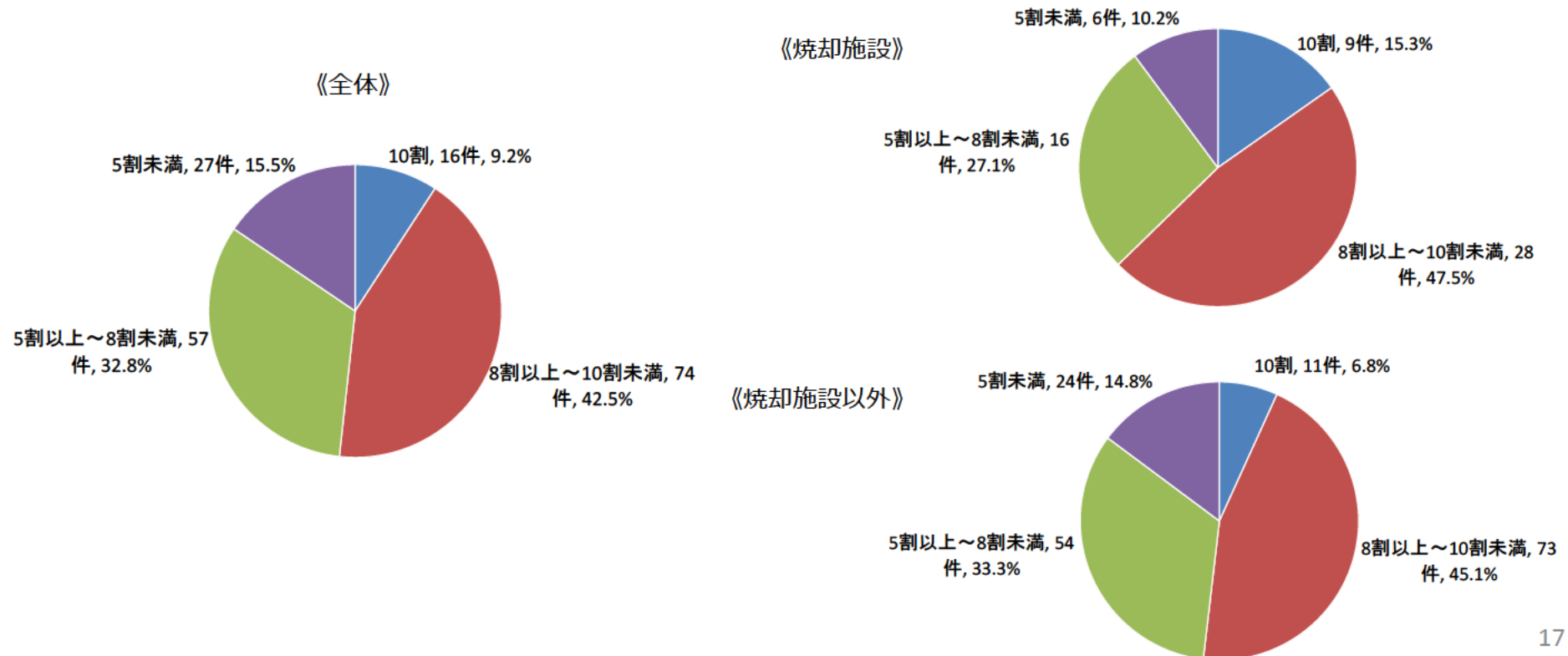


### 3. 処理業者からの回答結果②

#### 施設稼働状況

- 中間処理施設における処理能力に対する稼働状況は、9.2%（16件）（前回：16.0%（29件））で「10割」、42.5%（74件）（前回：45.9%（83件））で「8割以上～10割未満」という回答が得られた。

#### <中間処理施設における稼働状況>

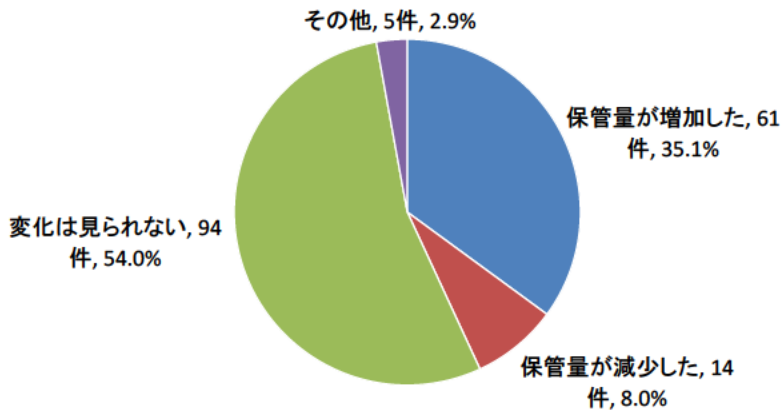


### 3. 処理業者からの回答結果③

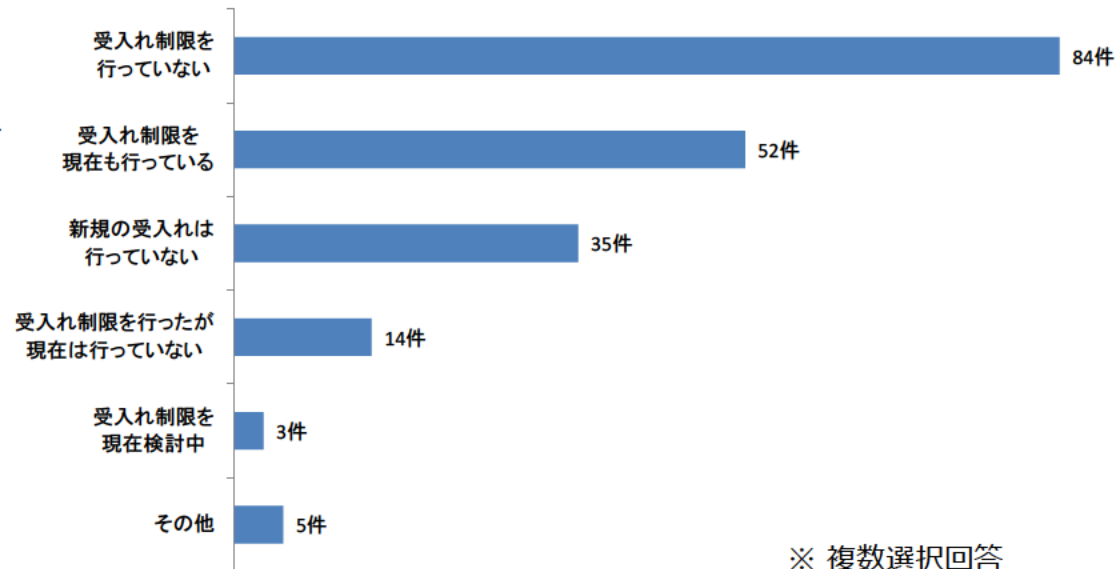
#### 保管量の変化及び受入制限の状況

- 保管量の変化（中間処理）については、35.1%（61件）（前回：46.1%（83件））において、「増加した」との回答が得られた。
- 受入制限については、現在行っているとの回答が52件（前回：52件）、検討中との回答が3件（前回16件）あった。

#### <保管量の変化（中間処理）の回答状況>



#### <受入制限の回答状況>



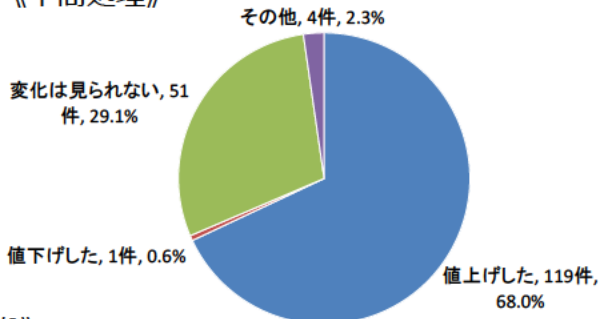
### 3. 処理業者からの回答結果④

#### 処理料金の変化

- 処理料金の変化については、値上げしたという回答が、収集運搬で40.8%(60件)(前回：34.1%(56件))、中間処理で68.0%(119件)(前回：52.5%(96件))、最終処分場で10.7%(3件)(前回：23.3%(7件))であった。
- 処理料金の値上げの要因については、最終処分場における処理費用の増加(87件)、焼却施設における処理費用の増加(72件)、処理後物の買取価格低下・逆有償化(64件)との回答があった。

#### <処理料金の変化>

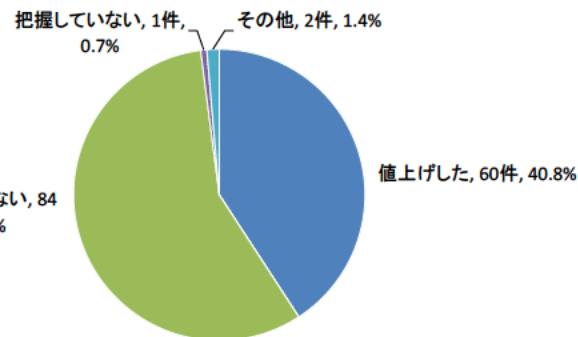
##### 《中間処理》



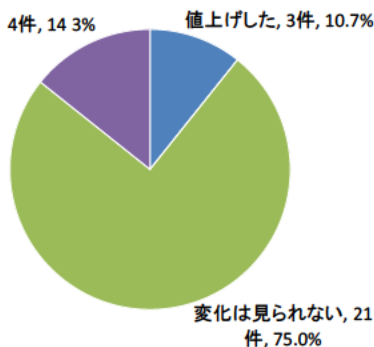
#### <処理料金の値上げの要因>



##### 《収集運搬》



##### 《最終処分》



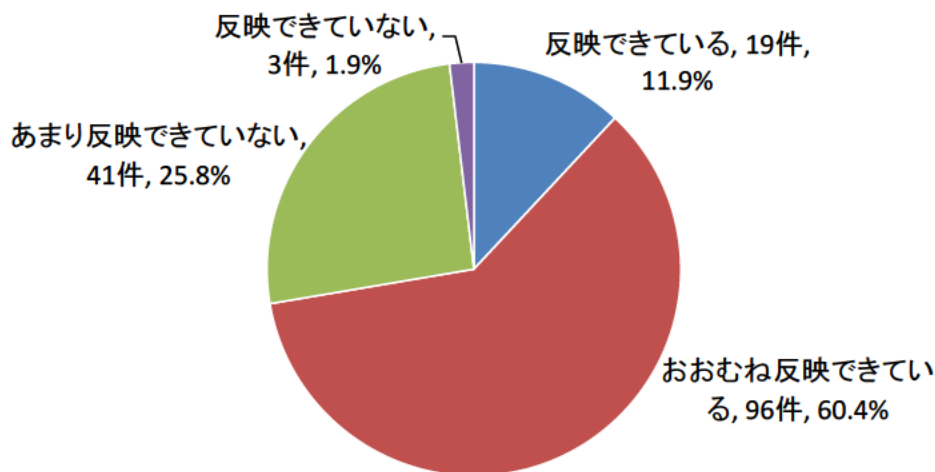
※収集運搬、中間処理、最終処分のいずれかで「値上げした」と回答した者を対象としている。 19

### 3. 処理業者からの回答結果⑤

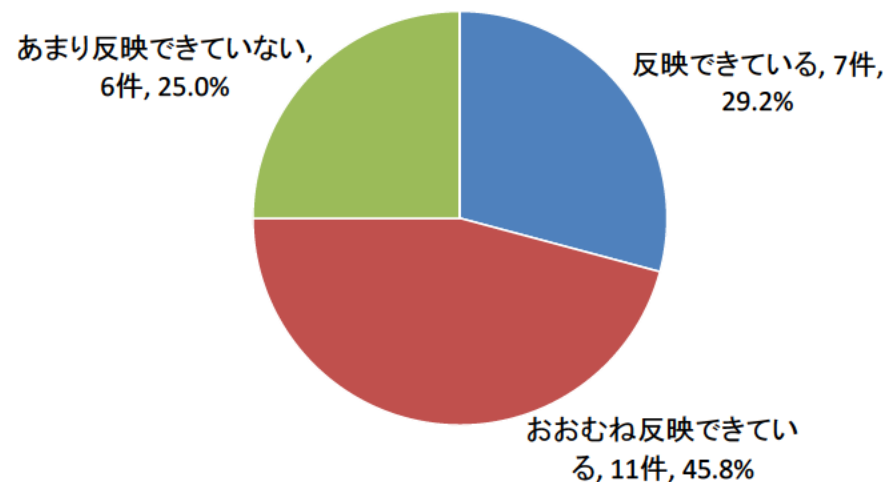
#### 適正費用の処理料金への反映

- 処理費用の増加に伴う排出事業者への処理料金への反映の状況について、中間処理施設では、72.3%（115件）（前回：57.2%（91件））、最終処分場では、75.0%（18件）（前回：56.7%（17件））で「反映できている」又は「おおむね反映できている」という回答が得られた。一方で、「反映できていない」又は「あまり反映できていない」については中間処理施設及び最終処分場のいずれも約3割の回答であった。

<中間処理施設>



<最終処分場>

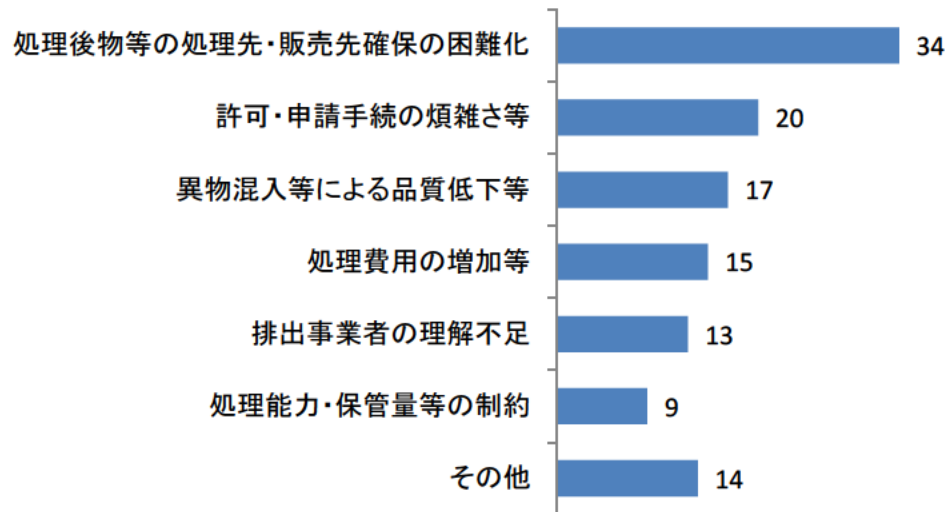


### 3. 処理業者からの回答結果⑥

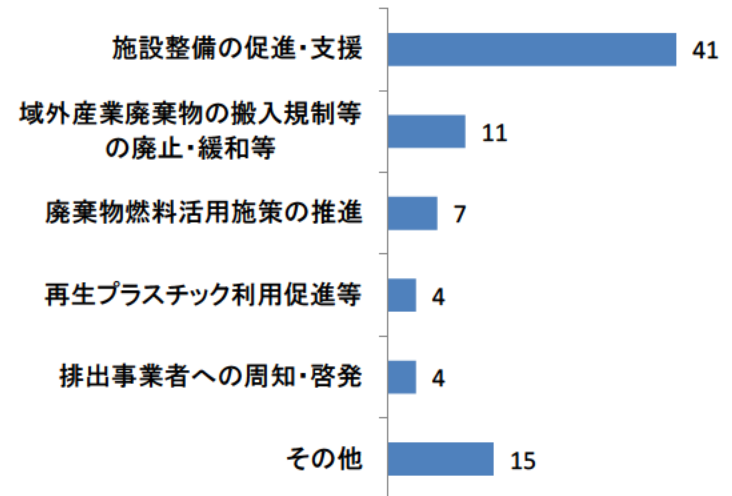
#### 意見・要望

- 処理の円滑化の妨げとなっている課題についての意見としては、処理後物等の処理先・販売先の確保が困難となったこと、許可・申請手続の煩雑さ等、異物混入等による品質低下等があった。
- 要望としては、施設整備促進のための支援、域外産業廃棄物の搬入規制等の廃止・緩和等があった。

#### <処理の課題についての回答状況>



#### <環境省に対する要望>





## 4. 調査結果の総括と今後の対応

### (調査結果の総括)

- 外国政府の輸入規制等の影響による廃プラスチック類の不法投棄は、令和元年7月末時点では、本アンケートに回答いただいた自治体においては確認されていない。
- 一方、依然として一部地域において上限超過等の保管基準違反がみられることなどから、引き続き、廃プラスチック類の適正処理に支障が生じたり、不適正処理事案が発生する懸念がある状況が継続。

### (今後の対応)

- 外国政府の動向も踏まえながら、引き続き廃プラスチック類の処理のひっ迫状況や不法投棄等に関する実態把握及び自治体を含めた情報共有を進めていく。
- 加えて、以下の対策を進めているところ。
  - ① 5月31日に策定した「プラスチック資源循環戦略」に基づき、プラスチックの資源循環を促進。
  - ② 廃プラスチック類のリサイクル施設等の処理施設の整備を速やかに進め、国内資源循環体制を構築。
  - ③ 事前協議制等の域外からの産業廃棄物の搬入規制を行っている自治体に対し、搬入規制の廃止、緩和又は手続の合理化、迅速化を促す。
  - ④ 排出事業者に対し、適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進について周知するとともに、自治体に対して排出事業者への指導の強化を依頼。
  - ⑤ 緊急避難措置として、市町村に対し、ごみ処理施設等での廃プラスチック類の受入れを積極的に検討するよう依頼。
  - ⑥ 優良認定処分業者での保管量の上限を引上げ（処理能力×14日分→28日分）（9月実施済）し、優良認定業者による処理を推進。
  - ⑦ 我が国が主宰する有害廃棄物の輸出入に関するアジアネットワークのワークショップ等において、汚れたプラスチックの輸入規制にについて意見交換を行い、国内対応の立案に活かしていく。

(2019年11月時点)

## 背景

- 国内の産業廃棄物の **廃プラスチック類の処理が逼迫**。**不法投棄等の不適正処理も懸念**。
- 実態把握に努めるとともに、これを契機として、**国内資源循環体制**を構築するため、廃プラスチック類の処理の円滑化に向けた各種対策を実施。

## 課題

## 対応状況

## 効果

### 当面の対応（短期的対策）

- 広域的処理に向けた手続の合理化
- 適正な処理料金による委託促進
- 廃プラの不法投棄等の不適正処理防止
- 既存施設における廃プラの受入促進

- ✓ 自治体における事前協議制等、域外からの廃プラの搬入規制の廃止、緩和、手続の合理化、迅速化を依頼（2019年5月）
- ✓ 関係団体、産業廃棄物の多量排出事業者に対して、廃プラの処理に当たって、適正な処理料金による処理委託について周知徹底及び都道府県等へ指導依頼（2019年1月～）
- ✓ 地方自治体に対して廃プラの不法投棄等防止のため監視強化等を依頼（2018年10月～）
- ✓ 地方自治体の廃棄物処理公社等に対して処理施設における廃プラの受入促進を依頼（2018年11月）
- ✓ 市町村の一般廃棄物処理施設での産業廃棄物に該当する廃プラの受入の積極的検討を依頼（2019年5月）
- ✓ 地方自治体、産業廃棄物処理業者を対象として全国規模のアンケートを実施・公表（2018年10月、2019年5月、11月）
- ✓ 優良認定処分業者での保管量の上限を引上げ（処理能力×14日分→28日分）（2019年9月）

### 体制の整備（中期的対策）

- 廃プラ処理設備の整備等の促進

- ✓ プラスチックリサイクル設備の導入に対する補助事業を措置・実施（2017年（3億円）、2018年（7億円）、2018年2次補正（60億円）、2019年（33億円））  
※2019年度予算の4次公募は10/8～11/15まで実施

### 国内資源循環体制の構築（長期的対策）

- 技術の高度化・人材育成等による業界振興

- ✓ 第4次循環型社会形成推進基本計画（2018年6月閣議決定）、5月末に決定したプラスチック資源循環戦略等を踏まえ、各種施策を組み合わせ対応

プラスチックくず※の国内処理体制構築

※輸出実績

2017年以前（約150万トン）、  
2018年（約100万トン）



## 排出事業者責任とその重要性について

- 排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有している。
- その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

## 委託した場合の最終処分までの注意義務について

- 適正な処理料金を負担、処理責任を実地に確認等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 中国輸入規制後の廃プラ中間処理業者の状況

- 輸入禁止により国内の廃プラ量が増加
- 処理のひっ迫により、中間処理後物の二次委託先（特に都市部）の処理料金が上昇
- 遠方の二次委託先が増え、収集運搬コストが上昇

全体として処理コストが上昇

排出事業者から処理料金値上げの理解が得られない

二次委託先へ処理料金が払えず不法投棄？！

**適正な処理には、適正な処理料金を負担しなければなりません！  
不法投棄が起きた際には、排出事業者も措置命令の対象となります！**



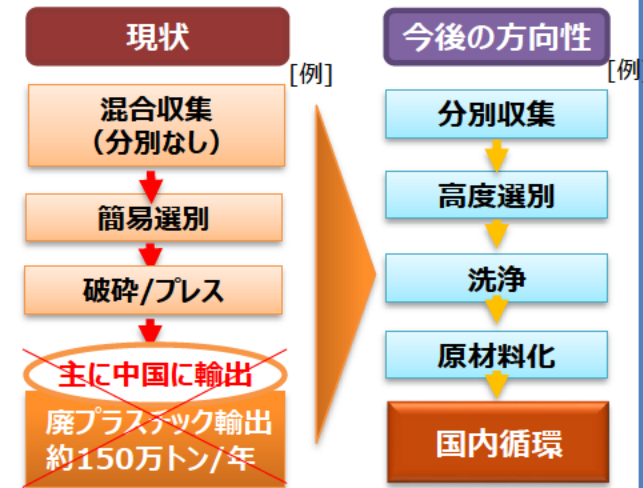
# 省CO<sub>2</sub>型リサイクル等高度化設備導入促進事業

2019年度予算（案）  
3,330百万円（1,500百万円）  
平成30年度第2次補正予算（案）  
6,000百万円

環境再生・資源循環局  
総務課 リサイクル推進室

## 背景・目的

- これまで年間約150万トンの廃プラスチックが資源として海外に輸出され、その多くが中国に輸出されていた。一方、平成29年12月末に中国が非工業由来の廃プラスチックの禁輸措置を実施。さらに、本年12月末からは工業由来についても禁輸措置を拡大予定。加えて、中国に代わる輸出先となっていたタイ、ベトナムなども同様の禁輸措置を実施し、他の東南アジア諸国も導入の動きが見られる。この結果、国内での廃プラスチックの滞留が問題となっている。
- 昨年度、国内資源循環のための緊急的な支援制度を創設したが、アジア大の禁輸措置拡大に対応するためには、当該措置を大幅に拡充し、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保することが不可欠。
- 加えて、急速に導入が進んでいる再生可能エネルギー設備等の低炭素製品の排出に適切に対応するため、エネルギー消費の少ない省CO<sub>2</sub>型のリユース・リサイクル設備や「省CO<sub>2</sub>型リサイクル等設備技術実証事業」等により実証された技術・システムの導入を進める必要。
- 以上を通じて、低炭素化と資源循環の統合的実現を目指す。



## 事業概要

- プラスチックの高度なりサイクルに資する省CO<sub>2</sub>型（トップランナーと同水準）設備への補助（18.3億円）
  - 低炭素製品等に係るリユース・リサイクルのための省CO<sub>2</sub>型設備への補助（15億円）
- (例)



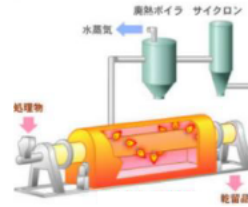
廃プラの破碎・洗浄・脱水設備



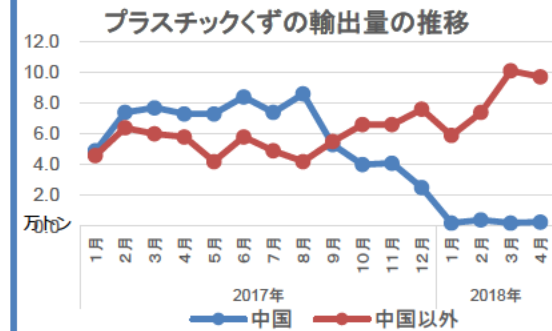
カッター一体型高速ペレット化設備



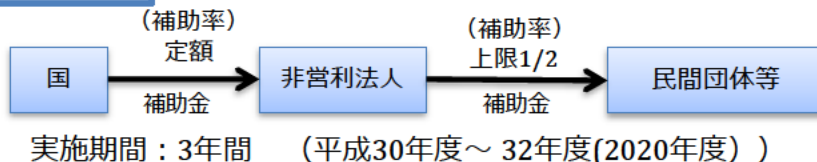
太陽光パネルリサイクル設備



炭素繊維強化プラリサイクル設備



## 事業スキーム



## 期待される効果

- 設備導入によるリユース・リサイクル段階でのCO<sub>2</sub>削減の推進（平成32年度86,000tCO<sub>2</sub>/年の削減効果）
- 環境技術・システムの高度化による循環産業の競争力強化



## 背景・目的

- **世界的課題**である海洋プラスチック問題、資源・廃棄物制約、地球温暖化対策等の観点から、**プラスチックの3Rや再生可能資源への転換が求められる。**
- さらに、中国や東南アジアによる禁輸措置が実施・拡大中であり、大量の廃プラスチックの国内滞留が深刻化し、焼却・埋立量や処理コストも増加。不法投棄・不適正処理も懸念され社会問題化。
- こうした構造的な課題を乗り越え、かつ、イノベーションやライフスタイル変革を通じて新たなグリーン成長を実現するためには、従来型のプラスチック利用を段階的に改め、石油資源由来の素材から紙、バイオ・生分解性プラスチック等の再生可能資源への転換を図っていくとともに、使用済みの廃プラスチック等の省CO2リサイクルシステムを構築することが不可欠。
- このため、新たに策定する「プラスチック資源循環戦略」に基づき①代替素材である再生可能資源への転換・社会実装化、②使用済素材のリサイクルプロセス構築・省CO2化を強力に後押しし、**低炭素社会構築に資する国内資源循環システム構築を加速化する。**

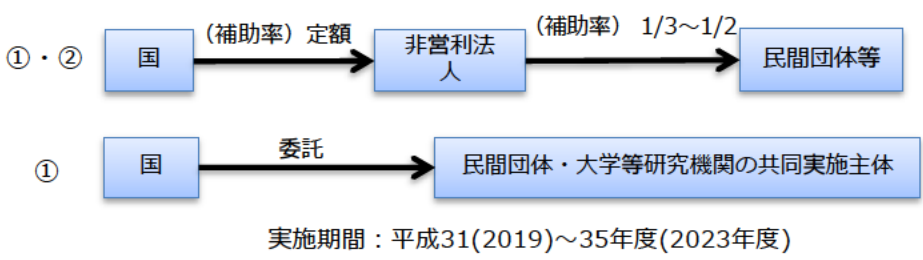
## 事業概要

- ①代替素材である紙、バイオ・生分解性プラ（再生可能資源）への転換・社会実装化支援
- 紙、バイオ・生分解性プラスチック等のプラスチック代替素材の省CO2型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、再生可能資源への転換・社会実装化を図る。
- ②プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO2化支援
- 複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を推進。

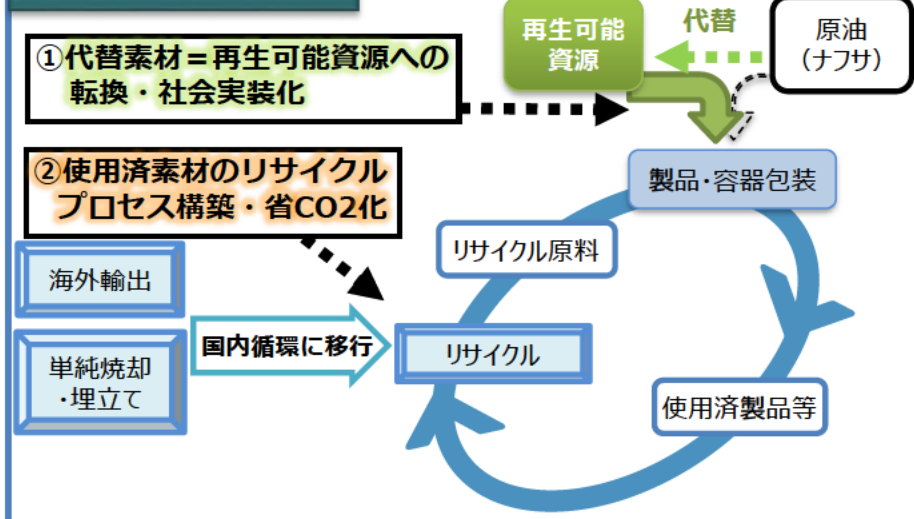
## 期待される効果

- プラスチック資源循環戦略に掲げるマイルストーンの達成（ワンウェイプラスチック排出抑制、容器包装リサイクル、使用済プラスチック全体の資源有効利用、再生素材利用、バイオマスプラ導入）
- 資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出（新たな成長の源泉）

## 事業スキーム



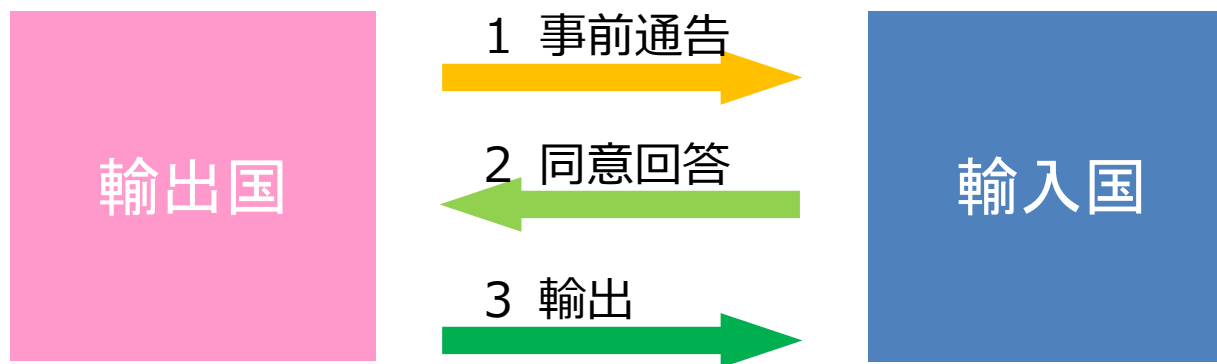
## イメージ



- 1980年代に入り、ヨーロッパの先進国からの廃棄物がアフリカの開発途上国に放置されて環境汚染が生じるなどの問題が発生。
- 国連等で検討が行われた後、1989年3月、一定の有害廃棄物の国境を越える移動等の手続き等について規定した「バーゼル条約」が作成された。  
※有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約
- 1992年5月5日効力発生。2018年7月現在、締約国数は186か国、EU（米国は締約国ではない）。
- 我が国は、1993年9月17日に同条約への加入書を寄託し、同条約は同年12月16日に我が国について効力を生じた。



- 有害廃棄物の輸出入を規制
  - 有害廃棄物の国内処理の原則
  - 輸出する際の事前通告・同意取得の義務
  - 不法取引が行われた際の輸出国の再輸入等の義務



# 我が国のプラスチックの輸出入の規制について

- 我が国は有害廃棄物等の輸出入の規制を行うバーゼル条約に加盟している。
- しかし、プラスチックは有害性を有していないことから、バーゼル条約では非規制対象として定義されており、基本的にプラスチックの輸出入はバーゼル条約の制限を受けずに自由に輸出入されている。  
※汚れの激しいプラスチックは、廃棄物処理法上の廃棄物であるとして輸出を止めるケースもある。

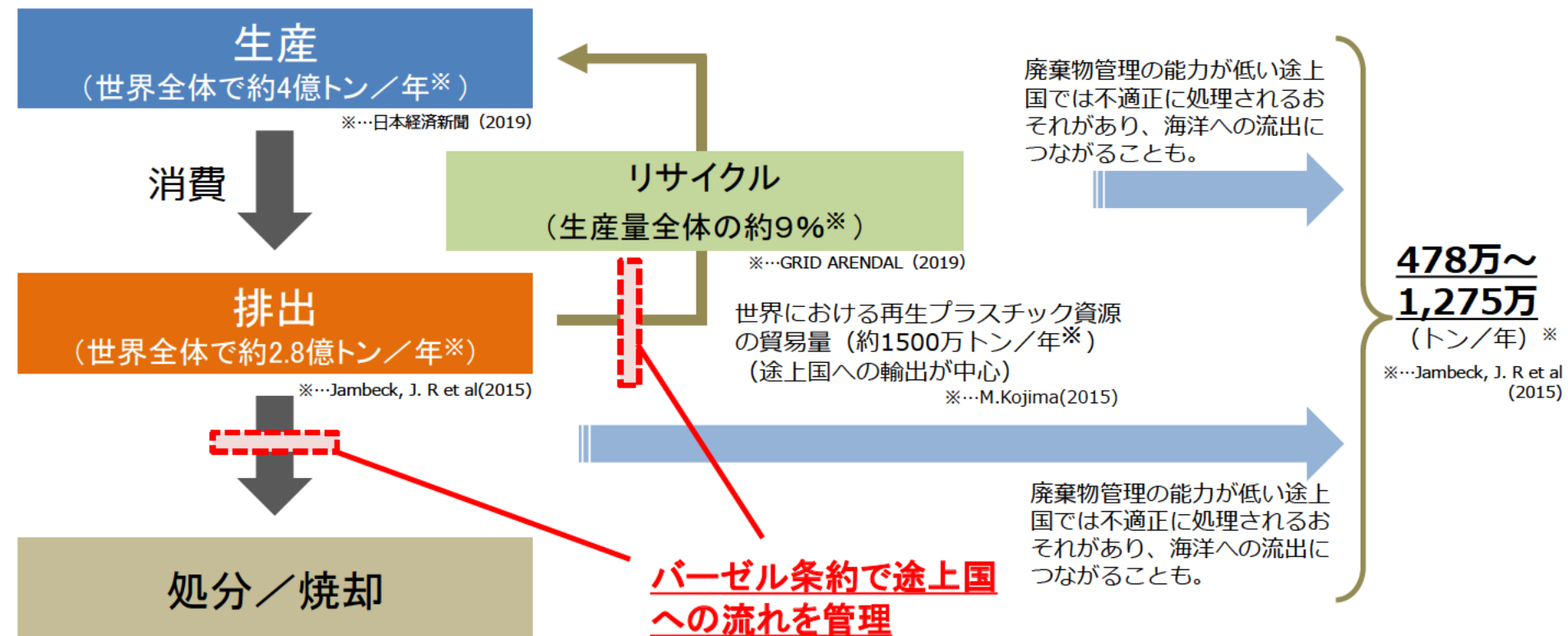


クリーンなプラスチック



泥が付着し汚れの激しいプラスチック

- 廃棄物の管理能力の低い途上国では、プラスチックごみが不適正に処理されるおそれがあり、その結果海洋への流出につながることも。
- バーゼル条約の附属書改正により、そのような途上国へのプラスチックごみの輸出を管理することが重要。



- 本年4月29日(月)～5月10日(金)にかけてジュネーブ(スイス)において、バーゼル条約の第14回締約国会議が開催。
- 我が国は、ノルウェーと共同で、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを条約の規制対象とする旨を提案。
- 本会合では、同条約の附属書を改正し、汚れたプラスチックごみを条約の規制対象とすることが決定。
- 今後、バーゼル法の省令改正等の作業を行い、改正附属書に即した対応を行っていく。

### バーゼル条約附属書改正

- バーゼル条約の対象となる廃棄物の判断基準や範囲を示す附属書の見直しに関する議論がなされ、その改正が決定。
- 改正附属書は2021年(令和3年)1月1日から発効。附属書の改正の発効以降は、条約の対象となるプラスチックごみの輸出には相手国の同意が必要となる。



## 背景

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

## 重点戦略

**基本原則：「3R+Renewable」**

**【マイルストーン】**

リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)</li> <li>▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進</li> </ul>
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル</li> <li>▶ 漁具等の陸域回収徹底</li> <li>▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化</li> <li>▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築</li> <li>▶ イノベーション促進型の公正・最適なりサイクルシステム</li> </ul>
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）</li> <li>▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）</li> <li>▶ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い</li> <li>▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用</li> <li>▶ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入</li> </ul>

- <リデュース>**
- ① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制
- <リユース・リサイクル>**
- ② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
  - ③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル
  - ④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用
- <再生利用・バイオマスプラスチック>**
- ⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**
  - ⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを約**200万トン**導入

海洋プラスチック対策	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理</li> <li>▶ 海岸漂着物等の回収処理</li> <li>▶ 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）</li> </ul>
------------	---

国際展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）</li> <li>▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）</li> </ul>
------	---

基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）</li> <li>▶ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）</li> <li>▶ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）</li> <li>▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）</li> </ul>
------	---

- ◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献**
- ◆ **国民各界各層との連携協働**を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

# 海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（概要）

- 海洋プラスチックごみによる環境汚染は、世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題。我が国は、2019年のG20議長国として、各国が連携して効果的に対策が促進されるよう取り組む。
- 同時に、我が国は、「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組む。そのための我が国としての具体的な取組を、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」として取りまとめた。  
※プラスチックごみは、世界全体で478～1275万トン/年、途上国が太宗を占め、我が国からは2～6万トン/年、海洋流出していると推計されている（2010年に関する推計値、Jambeckら：Science(2015)）
- 重要なことは、プラスチックごみの海への流出をいかに抑えるか。経済活動を制約する必要はなく、廃棄物処理制度による回収、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援など、「新たな汚染を生み出さない」ことに焦点を当て、率先して取り組む。

対策分野	課題	主な対策・取組	指標	
① 廃棄物処理制度等による回収・適正処理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アジア各国の廃棄物禁輸措置に対応した国内処理体制の増強</li> <li>✓ 漁具等の適切な回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国民の日々のごみ出し・分別回収への協力に基づく、廃棄物処理制度・リサイクル制度による回収の徹底</li> <li>➢ 最新技術を活用した国内回収処理体制の増強や発泡スチロール製魚箱等のリサイクル施設等の整備（省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業 2018補正60億円、2019予算31億円）</li> <li>➢ 農業由来の使用済プラスチックの回収・適正処理等について関係団体と連携し推進</li> <li>➢ 漁具等の陸域における回収等を事業者団体等を通じ徹底 ➢ 港湾における船内廃棄物の円滑な受入れ</li> </ul>	<p>不法投棄撲滅運動シンボルマーク</p> <p>不法投棄防止の監視/パトロール</p>	プラスチックごみの国内適正処理量
② ポイ捨て・不法投棄、非意図的な海洋流出の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 容器包装等のポイ捨てや漁具等の海洋流出が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 法律（廃棄物処理法、海洋汚染等防止法等）・条例（ポイ捨て禁止条例）違反の監視・取締りの徹底</li> <li>➢ 毎年の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(5/30～6/5)を中心とした国、自治体等による集中的な監視パトロールの実施</li> <li>➢ 清涼飲料回収による、ペットボトル100%有効利用を目指し、自販機横に専用リサイクルボックスを設置する取組を支援</li> <li>➢ 河川巡視等による不法投棄の抑制 ➢ 漁業者による漁具の適正管理について事業者団体を通じ徹底</li> </ul>	<p>散乱ごみの回収活動(全国川ごみネットワーク提供)</p>	-
③ 陸域での散乱ごみの回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 海に流出する前に、陸域において散乱ごみを回収することが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住民、企業等が分担して街中、河川、海浜等の清掃美化等を行う取組（アダプト・プログラム）の更なる展開（助成等を行う(公社)食品容器環境美化協会と連携。45,000団体以上、250万人以上が参加 ※2019、2月時点、同協会調べ）</li> <li>➢ 道路のボランティア・サポート・プログラムの推進</li> <li>➢ 河川管理者や自治体、地域住民が連携した清掃活動やごみの回収</li> <li>➢ 新たに開始する「海ごみゼロウィーク」(5/30～6/8前後)において、青色のアイテムを身に付けて全国一斉清掃アクションを展開。2019年は2000箇所で80万人規模、2019～2021年の3年間で240万人の参加を目指す。</li> </ul>	<p>散乱ごみの回収活動(全国川ごみネットワーク提供)</p>	散乱プラスチックごみ回収量(陸域)
④ 海洋に流出したごみの回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一旦海洋に流出したプラスチックごみについても回収に取り組む必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等地域対策推進事業（2018補正31億円、2019予算4億円）により、自治体による海岸漂着物の回収処理を推進</li> <li>➢ 漁業者による海洋ごみ等の回収・処理を、海岸漂着物等地域対策推進事業、水産多面的機能発揮対策等により支援</li> <li>➢ 海洋環境整備船による閉鎖性海域における浮遊ごみの回収、港湾管理者による港湾区域内の浮遊ごみの回収</li> </ul>	<p>生分解性プラスチック製の袋</p>	海洋プラスチックごみ回収量
⑤ 代替素材の開発・転換等のイノベーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 海洋に流出しやすい用途を中心に、海洋生分解性プラスチック等流出しても影響の少ない素材への転換が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」に基づき、官民連携により技術開発等に取り組む</li> <li>➢ 代替素材への転換を支援する事業(2019予算35億円)等により、漁具等も含めた製品について、生分解性プラスチック、紙等への代替を支援</li> <li>➢ カキ養殖用パイプ等の高い耐久性・強度が必要とされない漁具について海洋生分解性プラスチック等を用いた開発を促進</li> <li>➢ プラスチック製造・利用関係企業の「クローン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(CLOMA)」を通じたイノベーション加速</li> <li>➢ 革新的ソリューションに取り組む企業・団体・研究者と「海洋プラスチック官民イノベーション協働体制」を構築し、発信</li> </ul>	<p>スポーツとしてごみ拾いを競い楽しむ取組も</p>	代替材料の生産能力/使用量
⑥ 関係者の連携協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 幅広い国民各界各層の取組への拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 海洋ごみ発生防止に向けあらゆる主体の取組を促す「プラスチック・スマート」キャンペーンの展開（2019年5月時点で408団体が趣旨に賛同し取組中、「#プラスチックスマート」でSNSでも多数発信）</li> <li>➢ 「海ごみゼロアワード」による優良取組事例の表彰、「海ごみゼロ国際シンポジウム」による情報発信</li> <li>➢ 経団連の「業種別プラスチック関連目標」、農林水産業・食品産業の「プラスチック資源循環アクション宣言」を通じた取組促進</li> <li>➢ 海岸漂着物処理推進法に基づく地域協議会を通じた連携促進、内陸を含めた複数自治体連携のモデル事業の推進</li> </ul>	<p>スポーツとしてごみ拾いを競い楽しむ取組も</p>	-
⑦ 途上国における対策促進のための国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 途上国における廃棄物管理等の対策促進が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 途上国に対し、廃棄物法制、廃棄物管理に関する能力構築・制度構築、海洋ごみ国別行動計画の策定、廃棄物発電等の質の高い環境インフラ導入など、ODAを含めた様々な支援を実施</li> <li>➢ 「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・インシアティブ」に基づきASEAN諸国を支援</li> <li>➢ 東南アジア地域での海洋プラスチックごみモニタリング人材の育成支援</li> </ul>	<p>バンラダシュ・ダッカではJICAの協力によりごみ収集率が44%から80%に改善(JICA提供)</p> <p>ミャンマー・ヤンゴンにおける日本の支援による廃棄物発電施設</p>	国際協力により増加する適正処理廃棄物の量
⑧ 実態把握・科学的知見の集積	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 対策実施の基礎として、実態把握 科学的知見の充実に必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ モニタリング手法の国際調和の推進（2019年度は東南アジア数か国と調査の実証実施、人材育成研修招聘）</li> <li>➢ 国内における排出量・排出経路等の調査・推計、漂着物や浮遊プラスチック類等の調査</li> <li>➢ マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの人や生態系等への影響の調査</li> </ul>	<p>バンラダシュ・ダッカではJICAの協力によりごみ収集率が44%から80%に改善(JICA提供)</p> <p>ミャンマー・ヤンゴンにおける日本の支援による廃棄物発電施設</p>	-

□ 我が国のベストプラクティス（経験知見・技術）を国際的に発信・展開しつつ、「新たな汚染を生み出さない世界」を目指した実効的な海洋プラスチックごみ対策に率先して取り組む

※指標の進捗を毎年把握。科学的知見の進展等を踏まえつつ、3年後を目途として見直しを行い、取組を強化していく。



## 開催概要

日時：令和元年6月15日(土)～16日(日)

場所：長野県軽井沢町

参加国：G20各国、EU及び招聘国の関係閣僚



## 主な成果

- 本会合の成果物として、議論の内容をまとめたコミュニケ、及び3つのアクションプラン(軽井沢イノベーション・アクションプラン、海洋プラスチックごみ対策実施枠組、適応アクションアジェンダ)が採択された。
- 特にコミュニケについては、20ヶ国として気候変動分野を始め、一致したメッセージを発出し、「環境と成長の好循環」という1つのコンセプトに20ヶ国が全体で合意できた。また、海洋プラスチックごみに関し、各国が自主的な対策を実施し、その取組を継続的に報告・共有する実効性のある新しい枠組が合意された。
- これら成果については、世界が一丸となって地球規模の環境課題の解決に向けた取組を一層前進できるよう、6月末のG20大阪サミットの議論に繋げる。

## 1. 廃棄物管理・国際協力等

適正な廃棄物管理、海洋プラスチックごみの回収、革新的な解決方策（イノベーション）の展開、各国の能力強化のための国際協力等による、包括的なライフサイクルアプローチの推進

## 2. 対策等の共有・更新

G20各国は、G20資源効率性対話の機会を活用し、海洋プラスチックごみに関する政策、計画、対策等の情報について、継続的に共有及び更新を実施

## 3. モニタリング等

海洋ごみ、特に海洋プラスチックとマイクロプラスチックの現状と影響の測定、モニタリング等のための科学的基盤を強化

G20各国が自主的な  
対策を実施

「G20海洋ごみ行動計  
画」の下での取組を強  
化

継続的な  
報告・共有



## 開催概要

日時：令和元年6月28日（金）～29日（土）

場所：大阪府大阪市

参加国：G20各国、EU及び招聘国の首脳

## 環境分野の主な成果

- 本会合の成果物として、「G20大阪首脳宣言」が採択され、20か国が一致して、「環境と成長の好循環」がイノベーションを通じて行われるパラダイム・シフトが必要とされていること等を確認した。
- 気候変動に関しては、「イノベーションの促進、非国家主体の参加促進、緩和・適応・環境保護・強じんなインフラの連携強化」、及び、軽井沢で行われた閣僚会合における成果に留意すること等に一致した。なお、パリ協定については、「同協定の完全な履行についてのコミットメントを再確認」という文言が入った一方、米国については「同協定から脱退するとの決定を再確認」との表現となった。
- 海洋プラスチックごみに関しては、2050年までに汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をG20首脳間で共有し、軽井沢で行われた閣僚会合で策定した 「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を承認するものとなった。



## 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- ・ G20首脳が、共通のグローバルなビジョンとして共有
- ・ 他の国際社会のメンバーにもビジョンを共有するよう求める

「社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」



## G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組

- ・ G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で採択
  - (1) G20各国は、以下のような自主的な取組を実施し、効果的な対策と成果を共有、更新
    - ①適正な廃棄物管理、②海洋プラスチックごみの回収、③革新的な解決策（イノベーション）の展開、④各国の能力強化のための国際協力など
  - (2) G20各国は、協調して、①国際協力の推進、②イノベーションの推進、③科学的知見の共有、④多様な関係者の関与と意識向上等を実施するとともに、G20以外にも展開
- ・ 上記を、G20首脳が承認

「我々はまた、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持する。」

## 資源効率性対話

- ・ 実施枠組の成果の共有の場として活用
- ・ 軽井沢での大臣会合でG20資源効率性対話のロードマップを策定することに合意、この合意を、サミットでも承認

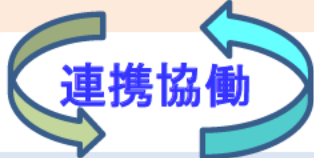
「我々は、議長国を務める日本の下でG20資源効率性対話のロードマップが策定されることを期待する。」

- 海洋プラスチック問題の解決に向けては、消費者を始め自治体・NGO・企業などの幅広い主体が、一つの旗印の下に連携協働して取組を進めることが必要。
- このため、ポイ捨て撲滅を徹底した上で、 unnecessary ワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、“プラスチックとの賢い付き合い方”を全国的に推進し、我が国の取組を国内外に発信していくキャンペーンを「**プラスチック・スマート -for Sustainable Ocean-**」と銘打って展開。

## 個人、消費者

### <取組例>

- ・ポイ捨て撲滅、ごみ拾い活動への参加
- ・マイバッグの活用、リユースなどプラスチックの有効利用



## 自治体、NGO、企業など

### <取組例>

- ・散乱ごみや海岸漂着物の回収
- ・ワンウェイのプラスチックの排出抑制
- ・バイオマスプラスチックや紙などの代替素材の利用

一つの旗印の下に  
取組を集約

## 「プラスチック・スマート」 キャンペーン



共通ロゴマーク

国内外に発信

世界経済フォーラム  
官民連携プラットフォーム  
(PACE)

世界循環経済フォーラム  
(WCEF)

特設キャンペーンサイト

SNS  
(#プラスチックスマート)

「プラスチック・スマート」  
フォーラム

「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」の機会に、フォーラムを実施し、優良な取組を大臣表彰・発表



## 個人、消費者

- 取組やアイデアの写真・コメントをSNS（Instagram・facebook・Twitter等）で「#プラスチックスマート」とタグをつけて投稿

### 【取組・アイデアの例】

- ごみ拾いイベントに参加した
- マイバッグやマイボトルを活用し、ワンウェイのプラスチックの使用を控えた
- ワンウェイのプラスチックの使用削減につながる知恵・アイデア



## 自治体、NGO、企業など

- キャンペーンサイト (<http://plastics-smart.env.go.jp/>) にアクセスし、取組を登録
- 共通ロゴマークをダウンロード → ニュースリリース・商品カタログ・名刺などにロゴを付けてPR

### 【取組の例】

- ◆ 〔自治体〕 ごみゼロの日（5月30日）や環境月間（6月）での一斉ごみ清掃活動
- ◆ 〔NGO〕 海や川のプラスチックごみの回収
- ◆ 〔企業〕 リサイクル材を使用した製品、その回収・リサイクル



我が国で開催するG20の機会やソーシャルメディアなどを通じて、国内外に発信



## 目的

5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後の期間を、海ごみゼロウィークとして海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃アクションを全国の個人・団体・企業・自治体へ呼び掛け、ごみ拾い活動を行い、そのアクションを可視化していく。それにより、プロジェクトをオールジャパンで連動し現象化していき、世界へ発信していく。

## 活動の柱

日本財団・環境省から、各団体・機関に応じて下記内容と呼び掛け、海ごみゼロウィークをオールジャパンで促進していく。

### ①ごみ拾い活動

ごみ拾い活動の呼び掛けを行い、ウィーク期間中に広域で実施。  
 ・政府官公庁  
 ・NPO・NGO、ボランティア団体  
 ・地方自治体、地域コミュニティ  
 ・海と日本連携パートナー、など

### ②ごみの調査・分析

ごみ拾い活動で収集したごみの調査を行い、どこでどのようなごみがどのくらいの量や種類があるかなどを分析して報告。  
 ・地方自治体  
 ・各研究機関  
 ・NPO・NGO、関連企業等

### ③海洋ごみ普及啓発

海洋ごみに対する知識・意識向上を目的としたセミナーや学習プログラム、イベントなどを実施していく。  
 ・教育機関  
 ・海洋関係団体  
 ・NPO・NGO

### 日本財団・環境省の取組

・各活動やイベントの情報を集約しweb上で掲出するなど、情報を発信。  
 ・オリジナルごみ袋の提供  
 ・後方支援活動(取材・撮影等サポート)

## メッセージ

### ■趣旨

いま、海洋ごみによって、海の未来は危機に瀕している。海の危機は、人類の危機。そして、海洋ごみの大半は、町から来ている。私たちの身近な生活ごみは、川から海へと流れ、海を汚していく。だからこそ、海の豊かさを守り、これ以上、海にごみをださない、という強い意思で、日本全体が、世界中が連帯する必要がある。5月30日（ごみゼロの日）～6月8日（世界海洋デー）前後までを海ごみゼロウィークと定め、日本全体が連帯し、海洋ごみ削減のためのアクションを一斉に行う。ごみを出さない、ごみを捨てない、ごみを拾う。この当たり前な行動は、日本の誇りであり、世界の模範となる。そして、一人ひとりの行動が、海の未来を守ることにつながる。いまこそ、行動を起こそう。日本から世界へ、海の未来を変える挑戦を実現していこう。



### ■共通アクション

アイテムを身に着けて、  
**海ごみゼロ袋でみんなで全国一斉清掃アクション！**

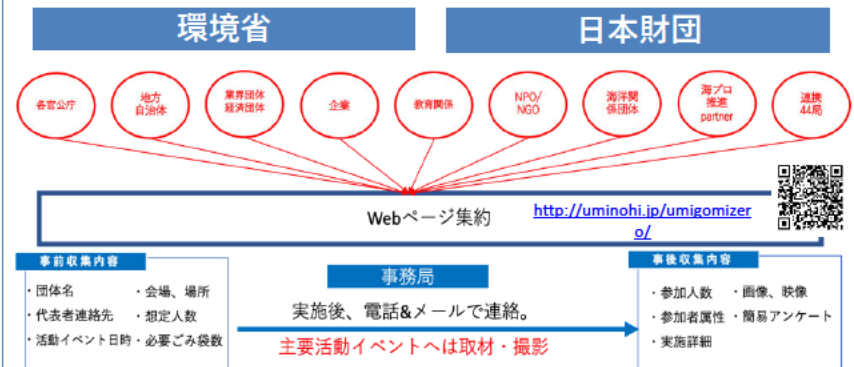
青いTシャツや青いタオル、青いアクセサリなど、青色のアイテムを身に着けて活動に参加して、オリジナルごみ袋でごみ拾いを行う。

## 目標

**3カ年で延べ、240万人のプロジェクト参加**

■2019年海ごみゼロウィーク期間中  
 ウィーク全体で、2000箇所で、80万人規模参加を目指す

## 情報集約



ご清聴ありがとうございました



Plastics  
Smart